

西国分寺駅北口駅前エリア整備検討業務委託事業者選定 に関する審査基準

1 趣旨

この審査基準は、「西国分寺駅北口駅前エリア整備検討業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき、優先交渉権者の選定が客観的に公平かつ厳正に行われるよう評価点の算出方法及び優先交渉権者の選定方法を定めるものである。

2 審査委員会

「西国分寺駅北口駅前エリア整備検討業務委託事業者選定審査委員会設置要綱」（令和7年要綱第22号）（以下、「設置要綱」という。）にて定めた、「西国分寺駅北口駅前エリア整備検討業務委託事業者選定審査委員会」（以下、「委員会」という。）が優先交渉権者選定の審査を行う。

3 審査方法

審査は、書類審査による第一次審査、そこで選出された上位3者以内のプレゼンテーション及びヒアリングによる第二次審査により行う。

なお各評価項目（価格評価除く）については、下表のように6段階で評価し、傾斜配点により採点を行うものとする。

評価点数	評価基準	説明
5点	非常に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4点	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3点	標準的である	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2点	やや劣っている	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障を来すおそれがある水準である。
1点	劣っている	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障を来すおそれがある水準である。
0点または失格	記載なしまたは要件未充足	-

4 第一次審査（最高得点41点）

(1) 審査の進め方

第一次審査は、事業者の同種業務の受託実績や業務実施体制、配置する主任及び担当技術者の専任性、業務履行のための資格、業務実績のほか見積価格について書類審査を行う。

(2) 審査の内容

① 書類審査

以下の基準に基づき、事務局が点数を算出し、持ち回りにより審査会の承認を経て得点とする。

② 評価項目・評価基準

本審査基準別紙のとおり

③ 採点方法

本審査基準別紙に基づき採点する。

(3) 第二次審査対象者の選出について

(2)①に基づき算出した得点の上位3者以内を第一次審査通過者とする。

(4) 3位の得点である参加者が2者以上となった場合の取扱い

本審査基準別紙に記載する第一次審査の評価項目(2)及び(3)の合計得点が高い順に選定する。なおも同点の場合は見積額の低い参加者を選定し、見積額も同額である場合は委員会の決定によるものとする。

5 第二次審査（最高得点 100 点）

(1) 審査の進め方

第二次審査は、委員会に対するプレゼンテーション及びヒアリング（説明 15 分以内、ヒアリング 15 分程度）により行う。

(2) 審査の内容

① プレゼンテーション

プレゼンテーション審査については、以下の基準に基づき、点数を算出し、得点とする。

② 評価項目・評価基準

本審査基準別紙のとおり

③ 採点方法

本審査基準別紙に基づき採点する。

6 全体の点数配分と決定方法

(1) 全体の点数配分

審査区分	評価項目	配点
第一次審査	業務評価	36
	価格評価	5
	小計	41
第二次審査	内容評価（企画提案書・プレゼンテーション）	85
	ヒアリング	15
	小計	100
合計		141

(2) 優先交渉権者の選定方法

第一次審査及び第二次審査の合計得点の最も高い者を優先交渉権者として選定し、次点の判定をした者を次席者として選定する。ただし、優先交渉権者及び次席者ともに得点が総合点数の6割以上であることを条件とする。

(3) 総合得点において、同点により1者を選定できない場合の取扱い

総合得点において、同点により1者を選定できない場合は、第二次審査の得点が高い順に選定し、第二次審査の得点も同点である場合は、委員会の決定により決すものとする。

7 その他

独自提案を除き、「西国分寺駅北口駅前エリア整備検討業務委託仕様書」において記載する要件に対応していない事業方法を提案した者は、失格とする。

本プロポーザル終了後に上記に該当することが判明した場合には契約締結を行わないものとし、次席者と契約締結の交渉を行う。